# 原子力損害賠償のお支払い状況等

2018年1月17日 東京電力ホールディング ス株式会社

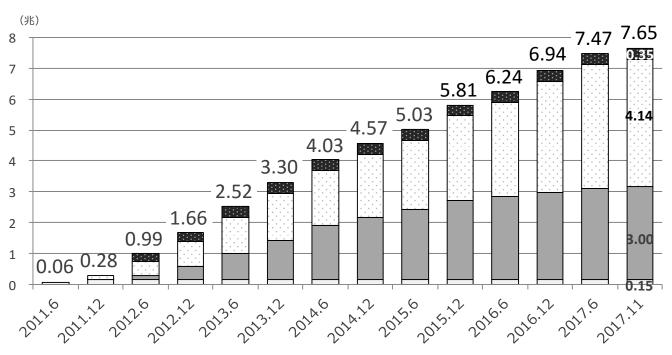
## <賠償のご請求・お支払い等実績>

(2017年11月末現在)

	個人	個 人(自主的 避難等に係る損害)	法 人・ 個人事業主など		
ご請求について					
ご請求書受付件数(延べ件数)	約1,039,000件	約1,308,000件	約468,000件		
本賠償の状況について					
本賠償の件数(延べ件数)	約934,000件	約1,295,000件	約402,000件		
本賠償の金額*	約3兆0,019億円	約3,537億円	約4兆1,405億円		
これまでのお支払い金額について					
本賠償の金額* ①			約7兆4,960億円		
仮払補償金 ②			約1,529億円		
お支払い総額 ①+②			約7兆6,489億円		

<sup>\*</sup> 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない

# <賠償お支払い額の推移>



本賠償のお支払開始: 2011年10月 □ 仮払補償金 ■ 個人 (自主的避難を除く) □ 法人・個人事業主など **器** 自主的避難

<sup>\*</sup> 四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

# <2017年1月以降の農林業の賠償実績>

(2017年11月末現在)

2017年1月以降の農林業賠償	案内開始年	支払件数	支払金額
避難指示区域内·出荷制限等	2017年1月	約7,800件	約344億円

# <原子力損害賠償請求訴訟等の状況>

(2017年11月末現在)

送達件数	うち係属中	うち終了
<b>419</b> 件	163件	256件

<sup>\*</sup>調停、仮処分等を含む

## <参考>個人の方に対する賠償の合意状況

(2017年11月末現在)

【単身	世帯】	個人賠償	(再掲) 移住を余儀なく されたことによる 精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・ 山林等	住居確保 (持家)
避難指示	平均合意額	1,195万円		332万円	3,301万円	720万円	3,219万円
解除準備区域	(世帯数)	(6,437)		(3,395)	(1,169)	(736)	(424)
居住制限区域	平均合意額	1,179万円		327万円	3,721万円	804万円	2,952万円
冶压则似区域	(世帯数)	(5,636)		(3,173)	(979)	(564)	(388)
帰還困難区域	平均合意額	1,788万円	738万円	429万円	3,878万円	1,102万円	2,767万円
/巾座四無凸場	(世帯数)	(5,880)	(5,708)	(3,172)	(1,041)	(592)	(437)

【2人	世帯】	個人賠償	(再掲) 移住を余儀なく されたことによる 精神的損害	家財	宅地·建物	田畑・ 山林等	住居確保 (持家)
避難指示	平均合意額	2,428万円		528万円	4,133万円	984万円	3,313万円
解除準備区域	(世帯数)	(3,560)		(3,229)	(2,105)	(1,476)	(1,090)
居住制限区域	平均合意額	2,484万円		553万円	<b>4,279</b> 万円	1,280万円	3,194万円
冶压即放区域	(世帯数)	(2,527)		(2,292)	(1,600)	(1,035)	(948)
帰還困難区域 平均合意額	3,687万円	1,399万円	692万円	4,592万円	1,261万円	2,849万円	
师退凶無凶以	(世帯数)	(2,747)	(2,722)	(2,461)	(1,538)	(981)	(968)

【4人	世帯】	個人賠償	(再掲) 移住を余儀なく されたことによる 精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・ 山林等	住居確保 (持家)
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	5,008万円		593万円	4,726万円	1,189万円	3,510万円
7+P/\ — IIII [22-5]	((())	(1,776)		(1,575)	(875)	(620)	(525)
居住制限区域	平均合意額	5,065万円		621万円	4,413万円	<b>1,417</b> 万円	3,356万円
冶任制限区域	(世帯数)	(1,234)		(1,107)	(658)	(435)	(440)
帰還困難区域	平均合意額	7,399万円	2,797万円	776万円	4,716万円	1,559万円	2,693万円
师逐图舞区坞	(世帯数)	(1,241)	(1,231)	(1,117)	(595)	(319)	(396)

- \* 1 2012年10月に受付を開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。借地権の合意額は含まない
- \* 2 世帯構成は包括請求時の世帯構成
- \* 3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む
- \*4「個人賠償」には以右の賠償項目以外の個人さまに係る賠償額の平均値を表示(精神的損害、就労不能損害、検査費用等)2

### <参考>原子力損害賠償に向けた組織体制

### ◆ 全体体制

福島復興本社 (2018年1月1日時点)

福島原子力補償相談室:約4,370人

▶ 補償相談ユニット:約1,330人

補償相談センター:約1,150人・・・説明会・相談窓口、個別訪問

補償相談コールセンター:約180人・・・電話での受付・ご説明

▶ 補償推進ユニット:約2,220人・・・請求書類等の発送、受領、確認、支払手続き

➤ ADR・訴訟ユニット:約260人・・・ADR申立てや原子力損害賠償訴訟の対応

▶ 公共補償センター:約200人・・・公共賠償に関する業務運営全般

▶ 全体の支援・管理:約350人・・・福島原子力補償相談室全体の業務運営全般

\* 四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

### <参考>賠償項目別の合意金額の状況(ホームページ掲載値)

(2017年11月末現在)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	合意いただけた実績*1
I. 個人の方に係る項目	19,547億円
検査費用等	2,616億円
精神的損害	10,702億円
自主的避難等	3,626億円
就労不能損害	2,601億円
Ⅱ.法人・個人事業主の方に係る項目	27,503億円
営業損害	5,029億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	16,848億円
一括賠償(営業損害、風評被害)	2,178億円
間接損害等その他	3,446億円
Ⅲ. 共通・その他	17,136億円
財物価値の喪失又は減少等	13,466億円
住居確保損害	3,420億円
福島県民健康管理基金	250億円
IV. 除染等 <sup>*2</sup>	12,323億円
合計	76,511億円

<sup>\*1</sup> 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しない

<sup>\*2</sup> 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの

### <参考資料:平成30年以降の避難指示区域外の農林業賠償プレスリリース>

### 平成30年以降の避難指示区域外の農林業における風評賠償について

2017 年 12 月 26 日 東京電力ホールディングス株式会社 福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、昨年末に 2017 年 1 月以降における避難指示区域内の農林業者さまに対する 営業損害賠償等に関するお取り扱いと、今後の避難指示区域外における風評賠償の在り方 を農林業関係者さまと協議させていただくこととしました。

(2016年12月26日お知らせ済み)

このたび、平成 30 年以降の避難指示区域外の農林業における風評賠償について、 J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会(以下、「J A グループ 協議会」) さまと大枠で合意に至りましたことから、お知らせさせていただきます。

当社といたしましては、損害のある限り賠償するという方針の下、引き続き、被害を受けられた皆さまに寄り添ったきめ細やかな対応を徹底してまいります。

#### < I Aグループ協議会さまとの合意内容>

### 1. 損害額の算定方式の変更

損害額の算定方式については、これまで品目ごとに算定方式が統一されていなかったことから、『「事故前の価格」と「販売時の価格」の差額(価格差方式)』を賠償する方式を導入する。

#### 2. 損害額の請求方式の変更

算定した損害を3カ月ごとに損益を通算する方法に変更する。

#### 3. 継続検討

次の項目については、その詳細については協議・検討が了していないことから、当社 の提案をベースに引き続き協議・検討する。

- ①基準単価の変更
- ②価格変動係数の導入
- ③その他、支払方法や追加的費用の賠償内容

### 4. 導入時期

相応の準備・検討期間が必要であることから、上記の項目については、継続検討項目を 含め、平成 31 年 1 月から導入する。なお、その間(平成 30 年 1 月~12 月の損害)は、 現行の賠償方法を継続する。

※ なお、J A グループ協議会さま以外の団体を通じてご請求いただいている方や個人で ご請求いただいている方につきましては、J A グループ協議会さまとの合意内容を 踏まえ、丁寧にご説明してまいります。

以上